

青森県駐車場維持管理・運営事業  
民間事業者の選定に関する客観的評価について

令和2年11月6日

青森県

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）第11条第1項の規定に基づき、青森県駐車場維持管理・運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和2年11月6日

青森県知事 三村申吾

## 1. 優先交渉権者

### ・代表企業

株式会社ブルーマウステクノロジー（提案事業）

### ・構成企業

株式会社山口建設（大規模修繕業務、提案事業）

K・フロスピ株式会社（維持管理業務、運営業務、提案事業）

## 2. 優先交渉権者決定までの経緯

PFI法及び公募型プロポーザル方式の手続きに従い、予め公表した事業者選定基準（令和2年7月22日）に基づき、学識経験者等で構成する「青森県駐車場維持管理・運営PFI事業者選定審査委員会」において提案内容の審査を行い、最優秀提案者を決定した。（「青森県駐車場維持管理・運営事業 審査講評（令和2年11月6日）」参照）

県はその結果を踏まえ、株式会社ブルーマウステクノロジーを代表企業、株式会社山口建設、K・フロスピ株式会社を構成企業とする応募グループを、本事業を実施する優先交渉権者として決定した。

## 3. 財政負担額の削減効果

選定された最優秀提案において、本事業を独立採算型事業として実施した場合、借入金に対する返済確実性が見込まれ、事業成立性があることが確認された。本事業を独立採算型事業として実施でき、かつ選定事業者から納付金を徴収することにより、一定の県収入を得られる見込みである。